

# 一般社団法人京都府サッカー協会 入会等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府サッカー協会定款（以下「定款」という）第9条及び第11条の規定に基づき、一般社団法人京都府サッカー協会（以下「協会」という）の入会・継続及び退会の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (個人正会員)

第2条 個人正会員になろうとする者は、協会入会金及び会費規程（以下「会費規程」という）に定める入会金と会費を添えて、会長に入会申込書（[様式1](#)）を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

## (団体正会員)

第3条 団体正会員になろうとする者は、会費規程に定める期日までに、会費規程に定める入会金と会費及び協会登録費徴収規程（以下「登録費規程」という）第3条に定める登録費を添えて、登録手続きを行い、理事会の承認を得るものとする。

## (賛助会員)

第4条 賛助会員になろうとする者は、会費規程に定める会費を添えて、会長に入会申込書（[様式2](#)）を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

## (継続)

第5条 個人正会員及び賛助会員は毎年4月30日までに、会費規程に定める会費を納入しなければならない。

2. 団体正会員は、会費規程に定める期日までに、会費規程に定める入会金と会費及び協会登録費徴収規程（以下「登録費規程」という）第3条に定める登録費を納入し、登録手続きを完了しなければならない。

## (任意退会)

第6条 正会員及び賛助会員が、退会しようとするときは、会長に退会届（[様式3](#)）を提出することにより退会することができる。

## (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。